

糸島市 中小企業 振興基本計画

令和3年10月

はじめに

中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化による労働人口の減少や後継者問題、デジタル化など急速な技術革新によるビジネス環境の変化、また、頻発する豪雨や大型台風などの自然災害により、大きな変化の局面にあります。

さらには、2020年（令和2年）より、新型コロナウイルス感染症が発生し、世界中で猛威を振るい、日本国内はもとより、本市内の中小企業にも大きな影響を与えています。

このような中、本市では、2020年（令和2年）12月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた糸島市中小企業振興基本条例を施行しました。

中小企業は本市の経済とまちづくりに重要な役割を果たしており、市民生活に商品やサービスの提供をはじめ、雇用の創出や地域コミュニティの担い手、災害時の対応など、幅広く重要な役割を担っています。

経済の先行きが不透明であるこの状況を乗り越え、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図るためには、中小企業者、支援団体、金融機関、教育機関、大学など研究機関と市民が一丸となって取り組むことが大変重要となります。

これらを踏まえ、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、また、中小企業をさらに次世代に引き継ぐとともに、働く人たちが働くことへ生きがいを感じ、人生を豊かに過ごす持続可能なまちを実現するため、「糸島市中小企業振興基本計画」を策定するものです。

最後に、本計画の策定に当たり、熱心に議論していただきました中小企業振興審議会委員の皆様、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年10月

糸島市長 月形 祐二

【目次】

第1章 計画の基本的な考え方	2
1. 計画の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 中小企業の定義	
第2章 中小企業振興の方向性	4
1. 糸島市中小企業振興基本条例の概要	
2. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連	
3. 目指すべき将来像	
第3章 中小企業の現状と課題	6
1. 中小企業を取り巻く環境	
2. 糸島市の中小企業の現状	
3. 課題の整理	
第4章 施策の展開	15
1. 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策	
2. 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策	
3. 創業及び事業承継に関する施策	
4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策	
5. 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策	
第5章 計画推進に向けて	23
1. 事業検討体制	
2. 計画の進め方	
資料編	24
糸島市中小企業振興基本条例	
糸島市中小企業振興審議会規則	
糸島市中小企業振興審議会委員名簿	
糸島市商工会および中小企業家同友会による中小企業実態調査結果（概要版）	

第1章 計画の基本的考え方

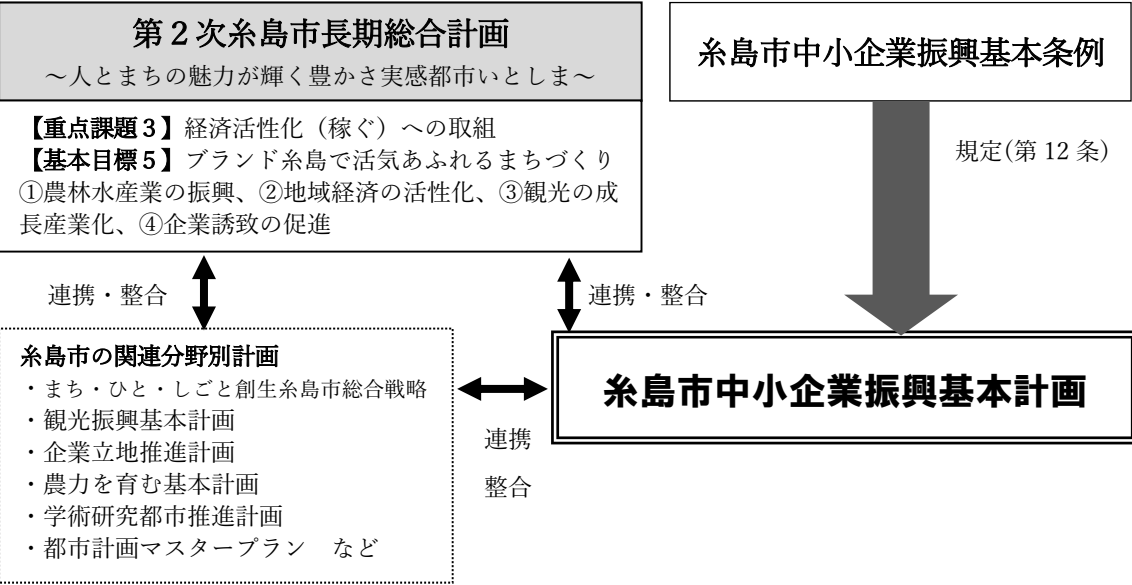
1. 計画の目的

糸島市では、中小企業が本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることから、中小企業の振興を、中小企業者の自主的な努力を基本としつつも、市や中小企業支援団体、教育機関、市民が、それぞれの立場で一丸となって取り組むことで、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的として、2020（令和2）年12月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた糸島市中小企業振興基本条例を施行しました。

この条例に基づき、中小企業振興に関する施策や目標値を示した「糸島市中小企業振興基本計画」を策定し、市内中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、糸島市中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興の具体的な施策を示すものです。また、市政運営の最上位計画である第2次糸島市長期総合計画に基づく中小企業分野の個別計画と位置付けられます。そこで、第2次糸島市長期総合計画の重点課題3「経済活性化（稼ぐ）への取組」や重点目標5「ブランド糸島で活気あふれるまちづくり」に係る施策においては、本計画と連携した実施が必要です。また、他の関連する分野別計画とも、連携・整合を図りながら計画を進めることが求められます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、中小企業を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえて、必要に応じて計画を見直していくものとします。

4. 中小企業の定義

本計画において、「中小企業者」及び「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時従業員数	常時従業員数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5000万円以下	50人以下	5人以下

第2章 中小企業振興の方向性

1. 糸島市中小企業振興基本条例の概要

糸島市中小企業振興基本条例では、中小企業の振興に関する「基本理念」を明らかにするとともに、「中小企業の振興に関する施策」、「市の責務、中小企業者等の努力及び市民の理解と協力」等について具体的に示しています。

基本理念 中小企業の振興にあたっての4つの基本的な考え方

- ① 中小企業者自ら経営の改善及び向上に努める
- ② 本市の地域特性を生かした施策により推進する
- ③ 関係機関との相互連携と市民の協力を基本として推進する
- ④ 経営基盤が弱い小規模企業者に配慮して推進する

基本施策 中小企業の振興にあたっての5つの柱

- ① 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策
- ② 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策
- ③ 創業及び事業承継に関する施策
- ④ 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策
- ⑤ 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

2. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015年（平成27年）の国連サミットで、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsとは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画においても、持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの目標を意識しながら、中小企業振興施策を展開していきます。

【SDGs 17のゴール】



3. 目指すべき将来像

みんなで作る中小企業が元気なまち

市内中小企業者は、自らが糸島市の経済を担い、地域を支え、地域にとって不可欠な存在であることの自覚と誇りを持ち、自主的な経営努力のもと、自社の利益追求のみにとどまらず、地域社会の持続的な発展を目指します。また、中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関、教育機関、大学等研究機関及び大企業者の相互連携と市民の協力により、地域が一丸となり中小企業を支援し、地域経済の発展と市民生活の向上を目指します。



第3章 中小企業の現状と課題

1. 中小企業を取り巻く環境

中小企業の経営環境は、少子高齢化による労働人口の減少や若年労働力の市外流出、中小企業の後継者問題、デジタル化などの急速な技術革新によるビジネス環境の変化、また頻発する豪雨や大型台風などの自然災害などにより、大きな変化の局面にあります。

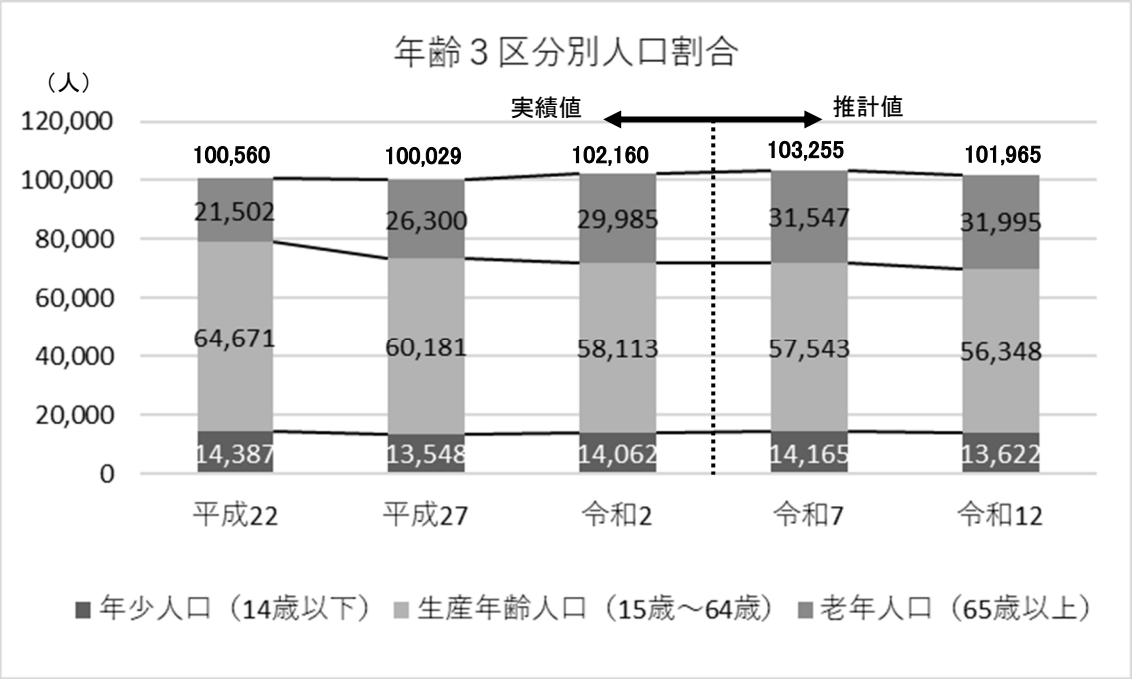
さらには、新型コロナウイルス感染症と共存しながらビジネス活動を行う「ウィズコロナ」「ポストコロナ」への対応が必要となっています。

2. 糸島市の中小企業の現状

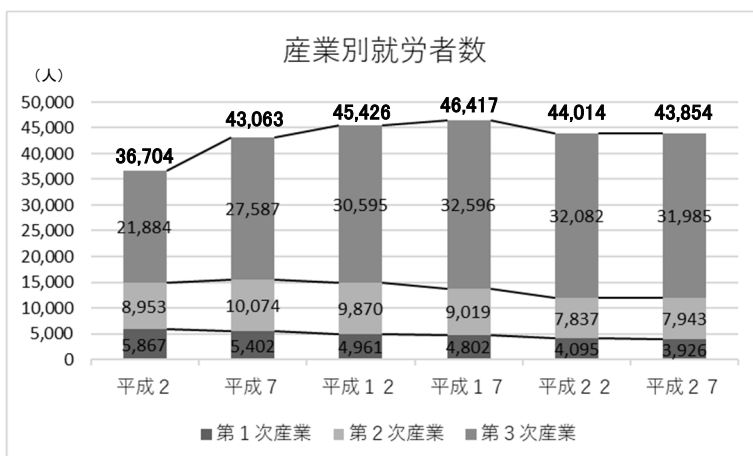
(1) 年齢3区分から見た人口の推移

高齢化により産業を担う生産年齢人口が減少

人口は、平成22年の糸島市の誕生以降、横ばいの傾向ですが、高齢化により産業を担う生産年齢人口（15歳～64歳）が減少しており、今後も減少が続く見込みです。



資料：R2年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）、R7年以降は第2次糸島市長期総合計画の推計値



資料：国勢調査

(2) 産業別就労者数

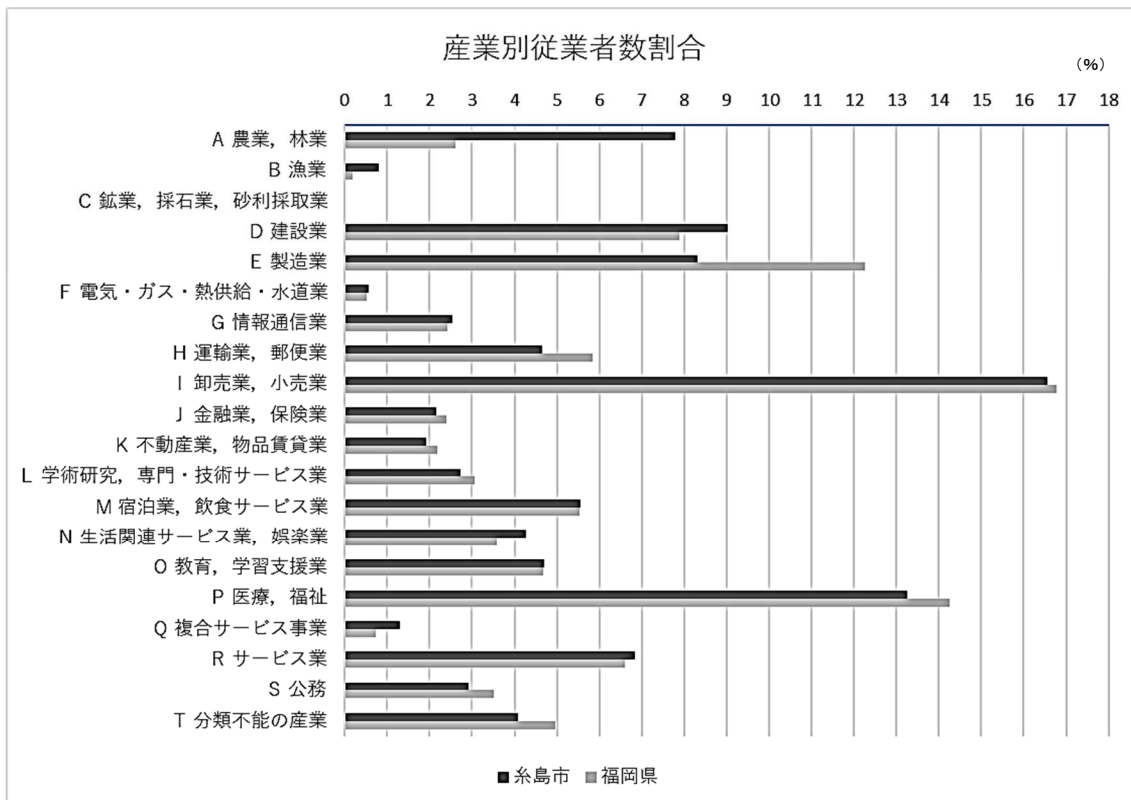
1次産業就労者が減少

就労者総数は、近年横ばい傾向です。就労者数の多数を占めるのは約73%を占める第3次産業です。第2次産業(約18%)と第1次産業(約9%)の就労者は減少しています。

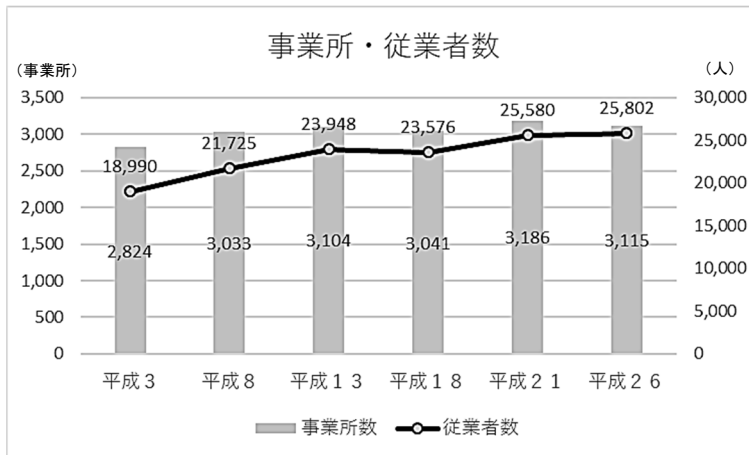
(3) 産業別従業者数割合

県平均と比べ、農林漁業従事者が多く、製造業従事者が少ない

日本標準産業分類の大分類別で見ると、市内では、卸売業、小売業(16.7%)や医療、福祉(13.3%)の割合が高くなっています。また、福岡県との比較では、農林業(7.8%)や漁業(0.8%)の割合が高く、製造業(8.3%)の割合が低くなっています。



資料：国勢調査 (H27年)

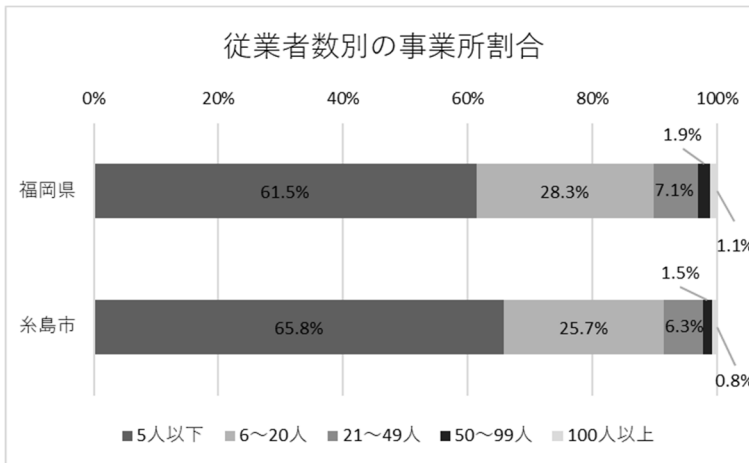


資料：経済センサス基礎調査

(4) 事業所・従業者数

従業者数は増加傾向

近年、事業所数は横ばい傾向で、従業者数は、わずかに増加しています。平成13年と平成26年の比較では、従業者数が7.7%増加しています。

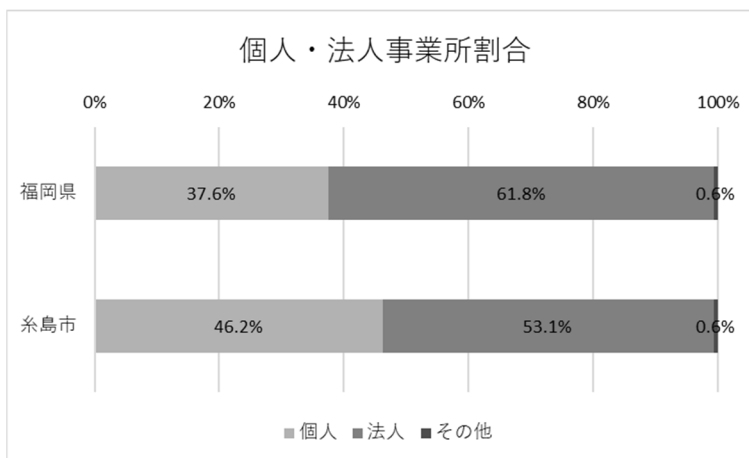


資料：経済センサス活動調査 (H28年)

(5) 従業者数別の事業所割合

小規模な事業者の割合が、県平均よりも高い

市内の従業者数5人以下の事業所は全体の65.8%、20人以下の事業所までを含めると91.5%です。なお、福岡県では5人以下が61.5%、20人以下が89.8%で、糸島市は小規模な事業者の割合が高くなっています。



資料：経済センサス活動調査 (H28年)

(6) 個人・法人別事業所割合

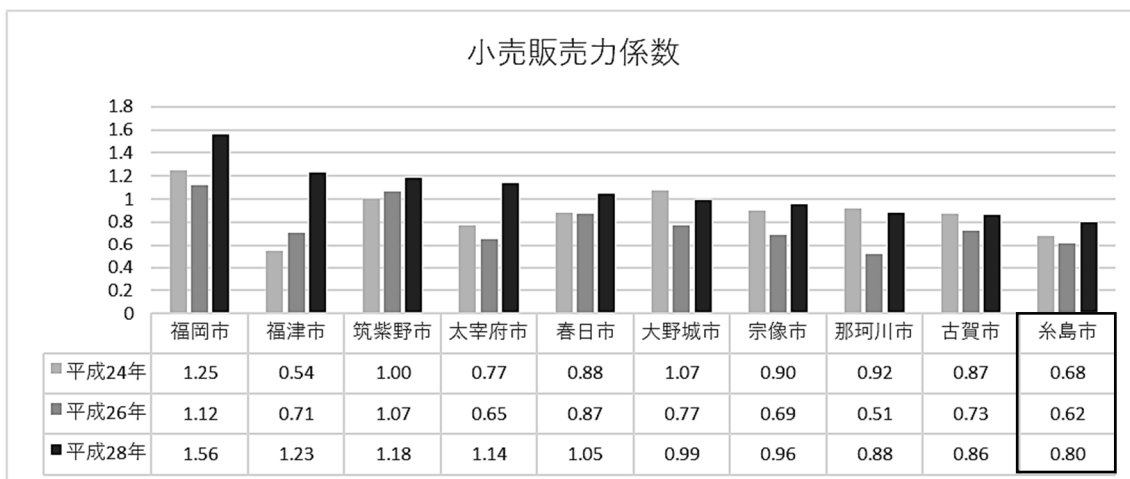
個人事業主の割合が、県平均よりも高い

市内事業所（法人でない団体を除く）の内訳は、個人が46.2%、法人が53.1%です。なお、福岡県の割合は、個人が37.6%、法人が61.8%となっており、糸島市は個人の割合が高くなっています。

(7) 小売販売力係数

市外からの買い物流入より、市民の市外での買い物流出が多い

福岡都市圏内 10 市の平成 28 年の小売販売力係数を見ると、福岡市が最も高い 1.56 で、1.00 を上回るのは半数の 5 市です。糸島市は 0.80 で、消費者が市外に流出している状況です。

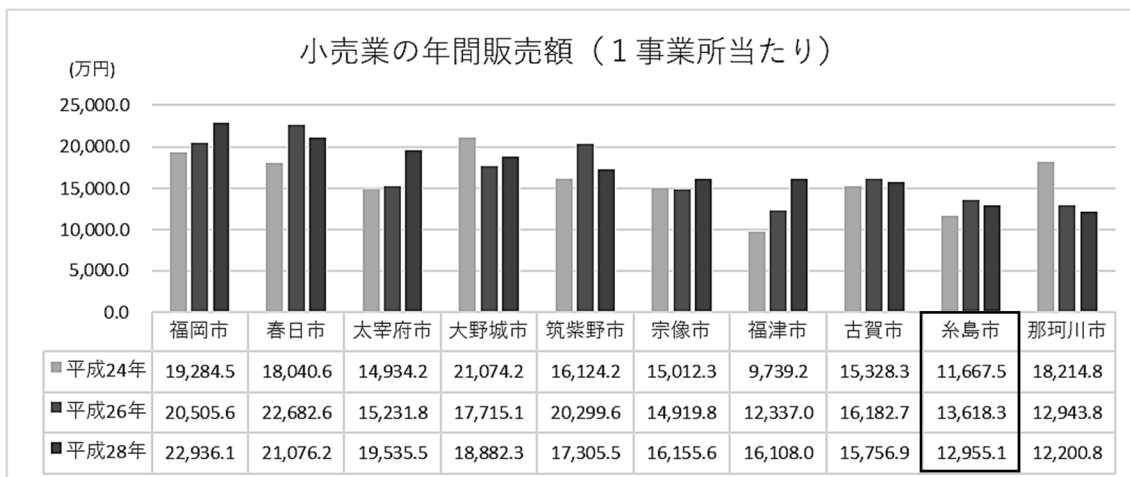


資料：人口は国勢調査、販売額は経済センサス活動調査（H24 年、28 年）及び商業統計調査（H26 年）
 ※小売販売力係数 = (市の販売額 ÷ 市の人口) ÷ (県の販売額 ÷ 県の人口)。1.00 を上回れば、他地域から消費者が来ていることを示し、下回れば他地域に消費者が流出していることになる。

(8) 小売業の年間販売額

年間販売額が小さな事業所が多い

福岡都市圏内 10 市の平成 28 年の 1 事業所当たりの販売額で比べると、本市は 10 市中 9 番目となっており、平均的に見ると年間販売額が小さな事業所が多いことが分かります。

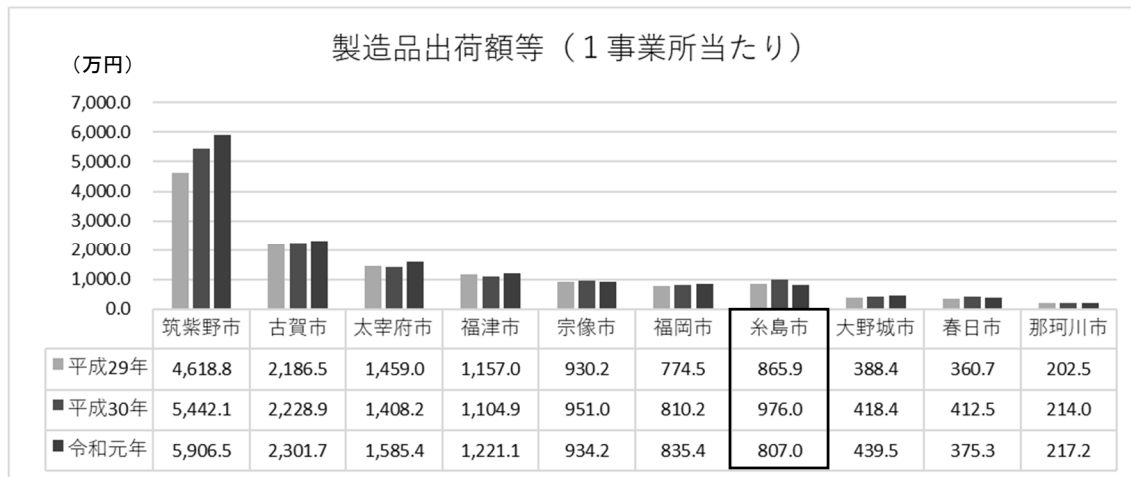


資料：経済センサス活動調査（H24 年、28 年）、商業統計調査（H26 年）

(9) 製造品出荷額等

年間出荷額が小さな事業所が多い

福岡都市圏内 10 市の令和元年の製造業の現状を比較すると、本市は、1 事業所当たりの年間出荷額は 10 市中 7 番目となっており、平均的に見ると年間出荷額が小さな事業所が多いことが分かります。

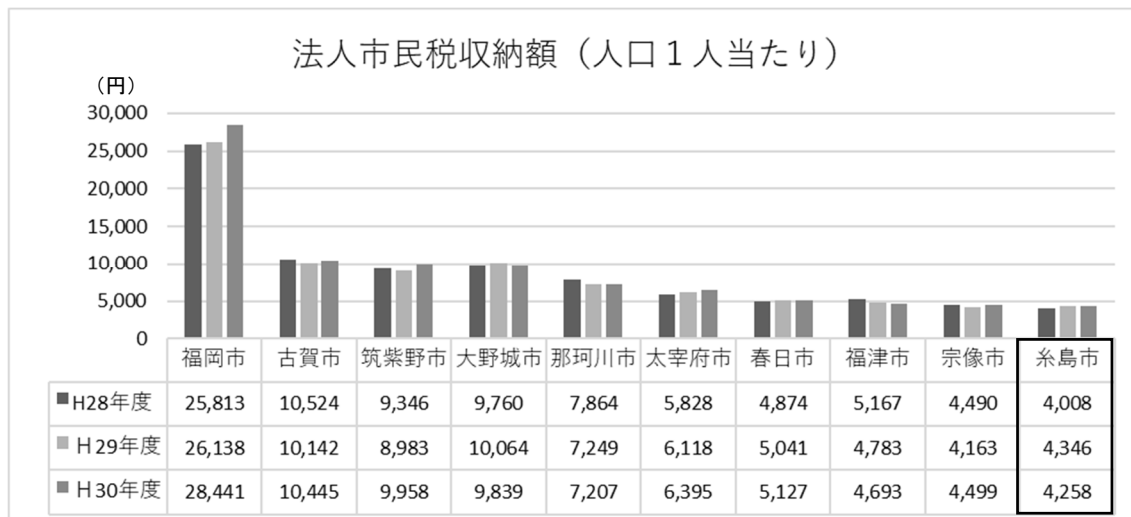


資料：工業統計調査

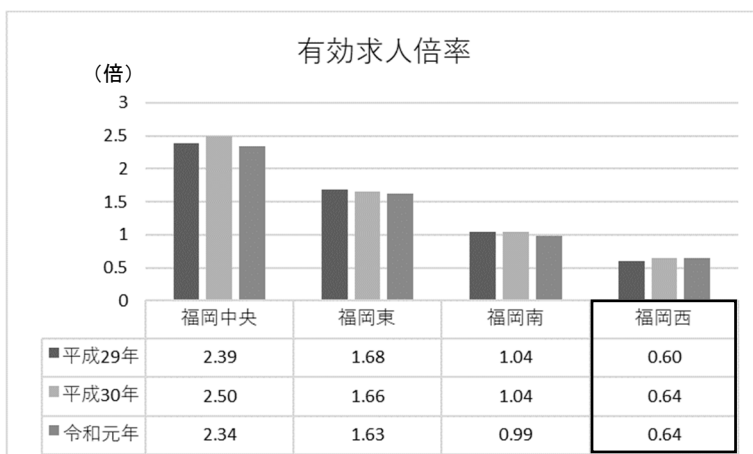
(10) 法人市民税収納額

福岡都市圏内 10 市で最も少ない

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人等に課税されます。平成 30 年度の糸島市の法人市民税（人口 1 人当たり）は、福岡都市圏内 10 市で最も少なくなっています。



資料：糸島市統計白書（R2 年度版）



資料：職業安定業務年報（福岡労働局）

※有効求人倍率は、求職者1人につき何件の求人があるかを表す指標です。値が大きいと職を探しやすく、値が小さいと職を探しにくくなります。

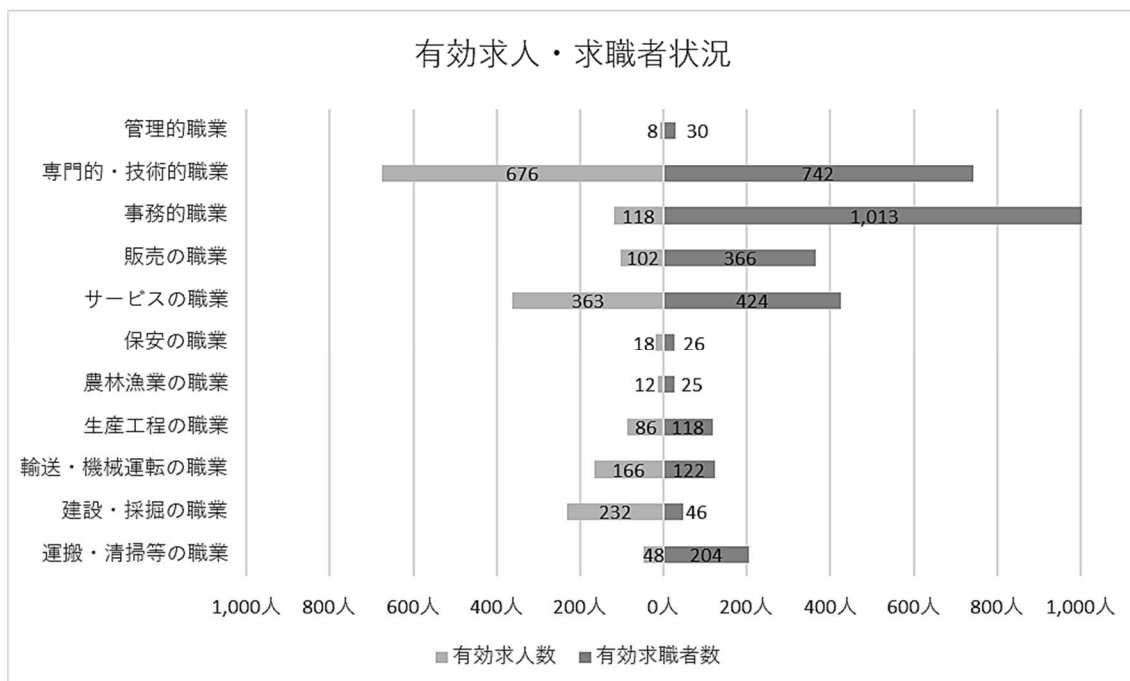
(11) 有効求人倍率 有効求人倍率が低く、職が探しにくい

糸島市を管轄する福岡西公共職業安定所の令和元年の有効求人倍率は0.64倍で、福岡都市圏内の公共職業安定所（福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西）の中で、最も職が探しにくい状況です。

(12) 有効求人・求職者状況

求人と求職者の職業にミスマッチが生じている

糸島市を管轄する福岡西公共職業安定所の管内では、令和3年5月において事務的職業を探している人は1,013人ですが、募集人数は118人です。一方、建設・採掘の職業を募集している人数は232人ですが、探している人は46人です。このように、職業によりミスマッチが生じています。

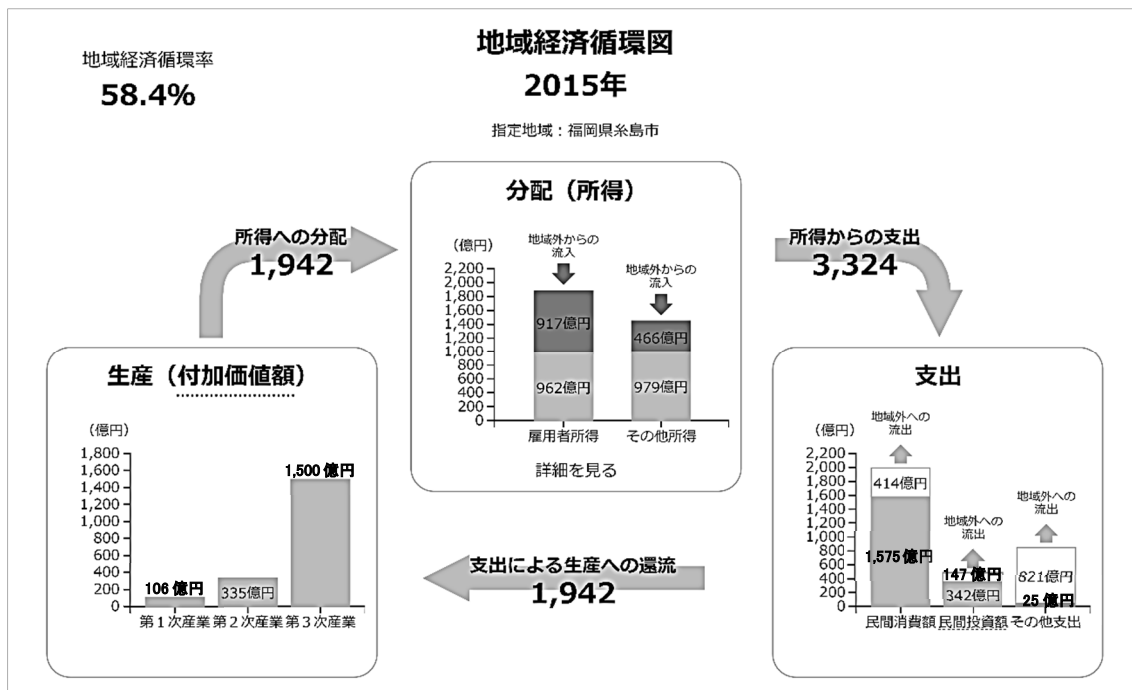


資料：福岡西公共職業安定所の提供資料（R3年5月）

(13) 地域経済循環図

市内でお金が循環せず、市外に流出している

地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて再び地域内企業に還流します。これを地域内経済循環といいます。この地域経済循環の過程で地域外にお金が流出した場合、地域経済が縮小する可能性があります。本市の地域内経済循環率は58.4%で非常に低い数値となっています。



資料：RESAS

3. 課題の整理

糸島市中小企業振興基本条例では、5つの基本施策を掲げています。統計データ（P6～12）や糸島市商工会と福岡県中小企業家同友会糸島支部が実施した中小企業実態調査結果【回答数 363 件】（巻末資料 P31～39）により、各基本施策において次のような課題が整理できます。

（基本施策 1）経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策

- 福岡都市圏内 10 市で、法人市民税収納額（人口 1 人当たり）は最も少なく、小売業の年間販売額（1 事業所当たり）は 9 番目、製造品出荷額等（1 事業所当たり）で 7 番目となっています。【統計データ(8)(9)(10)】
- 小規模な事業者や個人事業主の割合が県平均よりも高くなっています。【統計データ(5)(6)】
- 経営理念がない事業者が 37.6%、経営ビジョンがない事業者が 43.2%、事業計画がない事業者が 47.2%となっており、多くの事業者が具体的な目標や計画を有さずに営業している状況が見られます。【中小企業実態調査結果】

【課題】

- 事業者の販売額や収益性を高めるため、経営革新に向けた支援が必要です。
- 経営基盤を強化し、持続的な発展を促すため、事業計画等を策定するための講座の開催などにより、事業者の意識高揚に努めていく必要があります。

（基本施策 2）人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策

- 人口は横ばい傾向ですが、高齢化により、主たる労働力となる生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少していきます。【統計データ(1)】
- 有効求人倍率が非常に低く、求職者に対して求人数が少ない状況です。【統計データ(11)】
- 事業者の求人と求職者が探している職業にミスマッチが生じている。【統計データ(12)】
- 多くの事業者が「人材の確保・育成」を課題としています。人材確保の問題点で最も多い回答は「募集しても集まらない」ですが、次いで「従業員の定着」「教育時間不足」となっています。【中小企業実態調査結果】

【課題】

- 事業者の人材確保のため、求職のための情報提供や面談会の開催、高齢者・女性・障がい者などへの就業機会の確保などの支援策が必要です。
- 事業所への人材の定着のため、保育環境の整備や事業者への多様な働き方の啓発により、就労しやすい環境を整備する必要があります。

(基本施策3) 創業及び事業承継に関する施策

- 地域経済の活性化を図るためには、新たな需要を掘り起こす活力ある企業が数多く生まれることが重要です。
- 10年以内に事業承継を予定する事業者の33.3%が、事業承継の具体的な準備を進めていません。【中小企業実態調査結果】

【課題】

- 創業者を増やすため、創業希望者に向けた相談や講座、創業資金の助成による支援をはじめ、子どもたちへの起業家教育などの取り組みが必要です。
- 円滑な事業承継や後継者対策のため、講座の開催や事業承継費用の助成などによる支援が必要です。

(基本施策4) 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策

- 事業継続計画（BCP）を策定している又は策定しているが不十分とする事業者は20.2%しかなく、BCPという用語を知らない事業者が全体の30.0%を占めています。【中小企業実態調査結果】

【課題】

- 災害等による事業継続の断念を回避し、早期の回復を支援するため、BCPに係る情報発信や講座の開催などにより、BCPの策定を支援する必要があります。

(基本施策5) 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

- 地域内経済循環率が58.4%と非常に低く、市内でお金が循環せずに市外に流出しています。【統計データ(13)】
- 関連企業への近接性、技術力のある中小企業の集積、交通インフラ、流通インフラの整備についてマイナス評価がされており、企業間及び産業間で連携しやすい環境に課題があります。【中小企業実態調査結果】

【課題】

- 市内の経済循環を高めるため、市内中小企業の商品・サービス等の紹介などにより、市内での消費する地産地消を促進する必要があります。
- 併せて、地域企業間取引のマッチングなど、地域資源を活用した企業間及び産業間の連携強化が必要です。

第4章 施策の展開

中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、糸島市中小企業振興基本条例に掲げる5つの基本施策を柱に、20の施策に取り組みます。

●施策の体系



●推進する施策

(施策の見方)

主な取り組み…各施策のために想定される主な取り組みです。

事業例…本計画の策定時に、糸島市や中小企業支援団体などにより実施されている事業です。

主な連携・支援機関…主な連携・支援機関として糸島市中小企業振興基本条例第2条及び第3条(P24~25掲載)に示す関係機関(中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者)を示しています。

1. 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策

(1) 経営基盤の強化

【方向性】

社会環境の変化に対応していくため、経営に対する専門家のアドバイスや学習の機会を確保するとともに、経営改善に必要となる資金調達の支援により、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

施策1	相談及び指導の充実
主な取り組み	○中小企業の経営に関する窓口相談 ○中小企業の経営に係る巡回指導 ○支援情報の積極的な周知
事業例	・経営全般にわたる窓口相談や巡回指導 ・国や県の相談窓口の情報提供
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

施策2	学習機会の充実
主な取り組み	○事業計画や経営理念の策定のための講座 ○中小企業経営者による経営体験の紹介
事業例	・事業計画策定セミナー
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

施策3	円滑な資金調達の支援
主な取り組み	○金融機関との連携による融資の支援 ○金融機関の融資に対する利子補給支援 ○国や県などの支援制度の情報提供
事業例	・日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介 ・利子補給助成事業補助金
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

(2) 経営の革新

【方向性】

中小企業者が自らヒト・モノ・カネ・情報の経営資源を活用し、新商品の開発や新サービスの提供など、新たな事業活動が行えるよう支援します。

施策 1	新商品及び新サービスの開発促進
主な取り組み	○新商品及び新サービスの開発に係る費用への助成 ○経営革新のための講座の開催
事業例	・がんばる中小企業者応援補助金 ・マーケティング座談会 ・スキルアップ講習会
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体等

施策 2	生産性向上の促進
主な取り組み	○設備導入に係る税制支援 ○国や県などの支援制度の情報提供・利用支援
事業例	・先端設備導入計画に基づく税制支援 ・国の持続化補助金申請等に係るサポート
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体等

施策 3	情報通信技術（ICT）の活用支援
主な取り組み	○国や県などの制度利用者の支援 ○ICT活用講座の開催
事業例	・キャッシュレス決済の普及促進 ・国や県の制度利用者への情報提供
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体等

施策 4	販路開拓の促進
主な取り組み	○商談会の開催 ○マーケティング能力の向上への支援 ○ふるさと応援寄付制度への出品促進
事業例	・商談会 ・ふるさと応援寄付セミナー ・マーケティング座談会
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体等

(3) 持続的な発展

【方向性】

まちづくりの重要な担い手である中小企業を地域全体で支えていくため、まずは中小企業者自身の意識を高めるとともに、地域全体の意識啓発を図ります。

施策 1	中小企業振興に関する意識高揚
主な取り組み	○中小企業者に対する意識啓発 ○市民に対する理解促進
主な連携・支援機関	市、中小企業支援団体、教育機関等

◎成果指標

項目	基準値 R1 年度	目標値 R7 年度
法人市民税決算	4.19 億円 (H30)	4.25 億円
市内総生産額	2,287 億円 (H29)	2,400 億円
経営革新計画承認事業者数	19 件	25 件

2. 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策

(1) 人材の確保及び育成

【方向性】

中小企業者にとって人材は重要な経営資源であることから、人材の確保や従業員の技術継承に向けた活動に対して、関係機関と連携して支援します。併せて、求職者に対する就労支援により、市内中小企業への就労の増加に努めます。

施策 1	事業活動を担う人材の確保
主な取り組み	○人材確保のための面談会の開催 ○就職のための情報発信 ○就労のための講座の開催 ○技術・技能を指導できる人材の確保
事業例	・糸島市ふるさとハローワークの共同運営 ・就職面談会 ・糸島市公式就職支援 WEB サイトの運営 ・多言語での支援情報の発信 ・女性向け就労支援セミナー ・障がい者の就労支援 ・高校生を対象とした企業講演会 ・国や県の制度利用者への情報提供
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体等

施策 2	事業活動を担う人材の育成
主な取り組み	○キャリア教育の充実
事業例	・職場体験授業 ・起業家教育講座
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、教育機関等

(2) 労働環境の整備

【方向性】

中小企業における人材の定着、働きやすい職場環境づくりを推進します。また、市外から企業を誘致することで、雇用の促進及び産業の活性化を図ります。

施策 1	就労しやすい環境の整備
主な取り組み	○多様な働き方の提案 ○多様な働き方のための講座の開催 ○保育環境の整備 ○国や県の制度利用者への情報提供
事業例	・前原テレワークセンターの運営 ・在宅ワーク講座 ・幼児保育施設整備への支援 ・幼児保育の無償化
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体等

施策 2	企業立地及び産業集積の促進
主な取り組み	○産業団地の整備 ○誘致企業への税制支援
事業例	・産業団地整備事業 ・誘致施設に係る固定資産税の課税免除
主な連携・支援機関	県、市等

◎成果指標

項目	基準値 R1年度	目標値 R7年度
市内で就業している人の割合	52.1%	55%
企業誘致件数（H22～R7の累計）	13社	16社
有効求人倍率（福岡西）	0.64倍	0.70倍

3. 創業及び事業承継に関する施策

(1) 創業

【方向性】

創業者が増加していくことは、地域の活性化につながることから、創業しやすい環境づくりに努めます。

施策 1	未来を担う企業の創出と育成
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○創業に係る相談窓口の設置 ○創業のための情報発信 ○創業のための講座の開催 ○創業者のフォローアップ ○創業者のネットワークづくりへの支援 ○まちなか未利用スペースの利用促進
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・創業に係るワンストップ窓口の設置 ・オープンコミュニティスペース「みんなの」での創業支援 ・いとしま応援プラザの運営 ・創業機運醸成セミナー
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

施策 2	創業に必要な資金の円滑な供給
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○創業資金に対する補助 ○創業資金の融資に対する利子補給支援
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム等補助金 ・利子補給助成事業補助金
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

(2) 事業承継

【方向性】

事業者の多くは、経営者の高齢化や後継者不在などにより、将来的な展望を描けず、経営の低迷や廃業に直結する可能性が大きい状況にあります。事業者が活力を失うことは、地域経済全体の衰退に直結するため、後継者対策に取り組んでいきます。

施策 1	円滑な事業承継の促進
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○事業承継のための講座の開催 ○事業承継に係る費用への助成 ○事業承継計画の策定支援 ○後継者の育成 ○外部後継者とのマッチング

事業例	・事業承継セミナー ・国や県などの制度利用者への情報提供
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

◎成果指標

項目	基準値 R1年度	目標値 R7年度
創業件数（商工会支援件数）	44件（H30）	72件
空き店舗の数（中心市街地）（注1）	54件（H30）	47件

（注1）毎年、市独自で現地調査している筑前前原駅周辺の空き店舗数です。

4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策

【方向性】

頻発する豪雨や大型台風などの自然災害、さらには、新型コロナウイルス感染症感染拡大などの緊急時に速やかな事業復旧を図るため、事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

また、緊急時に事業を継続するための資金調達を支援します。

施策1	事業継続計画（BCP）の策定支援
主な取り組み	○事業継続計画（BCP）に係る情報発信 ○事業継続計画（BCP）に係る講座の開催
事業例	・BCPセミナー
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

施策2	緊急時の資金調達の支援
主な取り組み	○金融機関等からの融資を受けるための支援
事業例	・日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介 ・セーフティネット貸付のための売上金額の認定
主な連携・支援機関	国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等

◎成果指標

項目	基準値 R1年度	目標値 R7年度
事業継続計画（BCP）策定件数 （商工会支援分）	0件	10件

5. 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

【方向性】

市内中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く市民や企業に紹介することにより、地域内資源の積極的な活用による地域内循環の創出を図ります。

また、市民や企業等が自発的に市内の中小企業の商品やサービスを利用することで、地域社会を支える中小企業を支援し、中小企業の活性化を促します。

施策 1	地域資源活用の促進
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○市内中小企業の商品・サービス等の紹介 ○地元企業間取引のマッチング ○異業種交流会の開催 ○中小企業支援団体等の連携強化 ○地元資源を活用した商品開発への費用助成 ○農林水産業者や教育研究機関との連携による、地域資源を生かした商品開発
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンコミュニティスペース「みんなの」 ・糸島市食品産業クラスター協議会 ・がんばる中小企業者応援補助金【農商工連携】
主な連携・支援機関	市、中小企業支援団体、教育機関、大学等研究機関等

施策 2	市民による地域内消費の促進
主な取り組み	○市内中小企業の商品・サービス等の紹介
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付き地域商品券 ・地産地消応援団
主な連携・支援機関	市、中小企業支援団体等

施策 3	公共事業などの受注機会の増大
主な取り組み	○市内事業者への優遇
事業例	・入札における市内事業者への加点、条件緩和
主な連携・支援機関	市

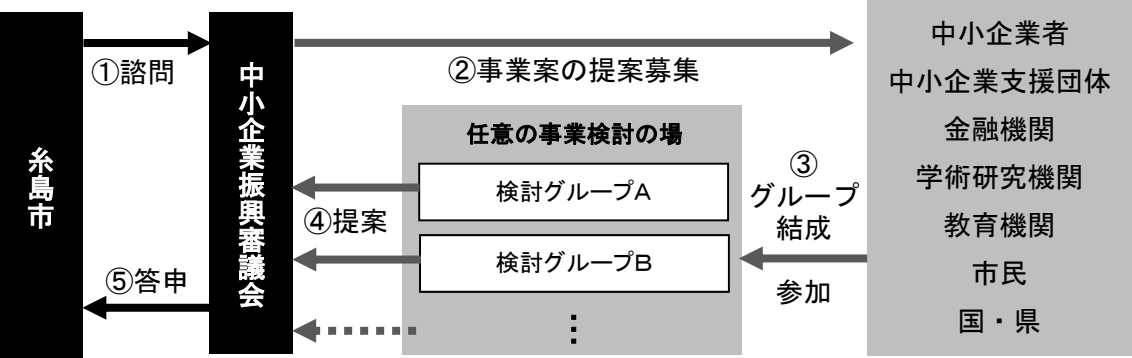
◎成果指標

項目	基準値 R1 年度	目標値 R7 年度
地域経済循環率	58.4% (H27)	70.0%

第5章 計画推進に向けて

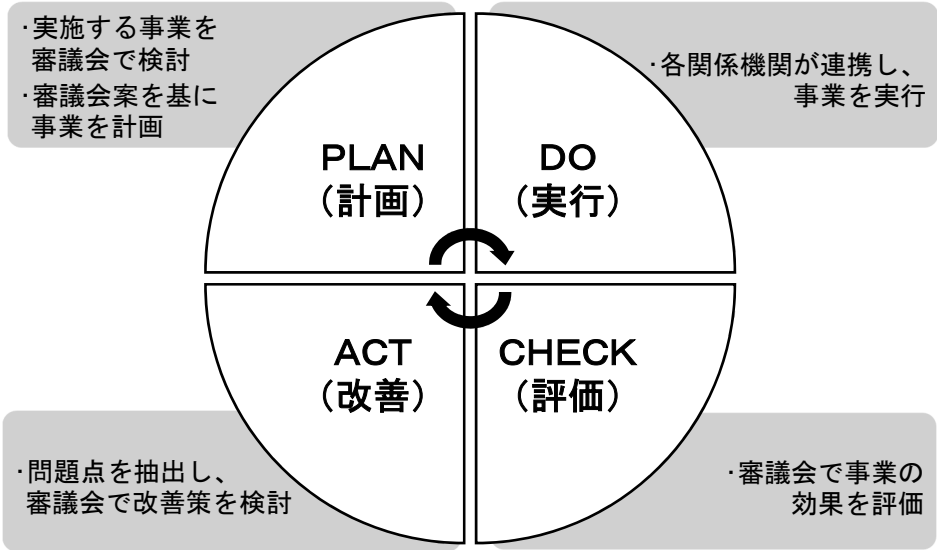
1. 事業検討体制

本計画の推進に係る事業を中小企業振興審議会（以下、審議会）で検討します。なお、効果的な事業を作るため、必要に応じ、審議会がテーマを決め、事業案を募集します。中小企業者等がグループを結成し、そこで検討した事業案を審議会に提案します。審議会は応募案を参考に事業を検討し、市に答申します。



2. 計画の進め方

実施する事業を審議会で検討。その案を基に、事業を計画（PLAN）します。各関係機関が連携しながら事業を実行（DO）。審議会で事業の効果を評価（CHECK）し、事業の改善（ACT）を図ります。



糸島市中小企業振興基本条例

玄界灘に面し、大陸からの新文化の玄関口として栄えた糸島は、古代から多くの人々がつどい、中国の史書「魏志倭人伝」に「伊都国」としてその名を残しています。この地は、縄文、弥生、古墳時代からの輝かしい歴史に加え、江戸時代に唐津街道の宿場町として栄えた時代を経て、人と豊かな自然の調和を図りながら発展してきました。

近年、自然の豊かさが再認識される中、多種多様な農林水産物やそれらを活用した産品が注目を集め、関連する産業の活性化や中小企業間・産業間の連携による地域経済の好循環が生まれています。また、九州大学を中心とする学術研究機関の知的資源や研究機能を活用した先端産業の集積や新産業の創出などの可能性を秘めています。

こうした糸島市の経済発展の基礎を築き原動力となってきたのは、市内の事業所の大多数を占める中小企業です。

中小企業は、事業の持続・発展に伴う雇用の創出や労働者所得の確保に寄与するとともに、市民生活の向上、地域コミュニティの担い手、災害時の対応など、本市のまちづくりに幅広く重要な役割を担っています。

しかしながら、就労人口の減少、若者の市外での就職、中小企業の後継者不足、災害等の頻発による事業継続の断念、急速な技術革新に伴うビジネス環境の変容など、中小企業は大きな変化の局面にあります。

このような局面にあるからこそ、中小企業の自主的な努力を基本としつつも、市は中小企業振興を重要政策として位置付け効果的な施策を実行し、中小企業支援団体等は中小企業の経営に実効性のある支援を提供し、教育機関は本市の中小企業の現状を知り次世代を担う者に伝え、市民は消費者として本市経済の一翼を担っていることを意識することによって、中小企業の持続的発展に一丸となって取り組むことが必要です。

ここに、中小企業の振興を図ることにより、地域に根付く中小企業を創出し、育成し、継続させ、さらに次世代に引き継ぐとともに、市民や市内で働く人たちが働くことへ生きがいを感じ、人生を豊かに過ごす持続可能なまちを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、市の責務、中小企業者が努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するもの

をいう。

- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会その他中小企業者に対する支援を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であって、中小企業者に対する支援を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内に所在するものをいう。
- (6) 大学等研究機関 学校教育法第1条に規定する大学その他研究開発を行う機関であって、市内において研究開発を行うものをいう。
- (7) 大企業者 市内に事務所等を有する事業者のうち、中小企業者以外のものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自ら経営の改善及び向上に努めるとともに、本市の農林水産物、多様な人材その他本市の特性を活かし、かつ、守りながら、中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者の相互連携並びに市民の協力を基本として推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業一般に比して経営基盤がぜい弱な小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

(市の責務等)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、中小企業者、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者と密に連携するよう努めるものとする。

4 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、研修及び人材交流を通じて、専門的知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとする。

5 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会を増大するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域における雇用の維持創出及び人材の育成並びに労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域の活性化並びに防災及び災害復興に資する

よう努めるものとする。

- 4 中小企業者は、中小企業支援団体への加入に努めるとともに、市及び中小企業支援団体が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業者の加入を促進し、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2 中小企業支援団体は、中小企業者及び地域の現状把握に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに中小企業者の経営の改善及び向上に対する支援に努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関は、キャリア教育を通じて、地域に貢献し次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

- 2 大学等研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の振興に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、その事業活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が本市経済の健全な発展、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することの重要性を理解し、市内での消費行動その他の活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第11条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策
- (2) 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策
- (3) 創業及び事業承継に関する施策
- (4) 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策
- (5) 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

(振興計画)

第12条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定する。

(振興審議会)

第13条 この条例の適正な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会を置く。

2 糸島市中小企業振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（実施状況の公表）

第14条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

糸島市中小企業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市中小企業振興基本条例(令和2年糸島市条例第27号。以下「条例」という。)第13条第2項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第11条に規定する施策に関すること。
- (2) 条例第12条に規定する計画に関すること。
- (3) その他市内の中小企業の振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中小企業関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 金融機関等関係者
- (4) 一般公募した市民
- (5) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業振興部商工観光課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

糸島市中小企業振興審議会委員

令和3年10月1日現在

氏名	機関・団体名	選出区分
大舘 照光	糸島市商工会 会長	中小企業関係者
中原 理臣	(株)イトキュー 代表取締役社長	中小企業関係者
吉田恵美子	アイスタイルエステート 代表	中小企業関係者
小津 智一	(一社)福岡県中小企業家同友会 糸島支部	中小企業関係者
福島 良治	いとしまちカンパニー合同会社 代表社員	中小企業関係者
藤野 寛太	福岡県福岡中小企業振興事務所 所長	中小企業関係者
村上 剛人	福岡大学商学部 教授	学識経験を有する者
丸田 博美	糸島金融協会会長 (福岡銀行糸島支店長)	金融機関等関係者
徳重裕二郎	糸島市中学校校長会 (志摩中学校長)	市長が特に必要と認める者 (教育機関)
尾崎 恭子		一般公募した市民
大城 悦徳		一般公募した市民
安武 美歩		一般公募した市民

糸島市商工会および中小企業家同友会による中小企業実態調査結果

(概要版)

調査実施者：中小企業家同友会 糸島支部

糸島市商工会

調査対象：市内の中小企業事業者

調査期間：2021年1月～2月

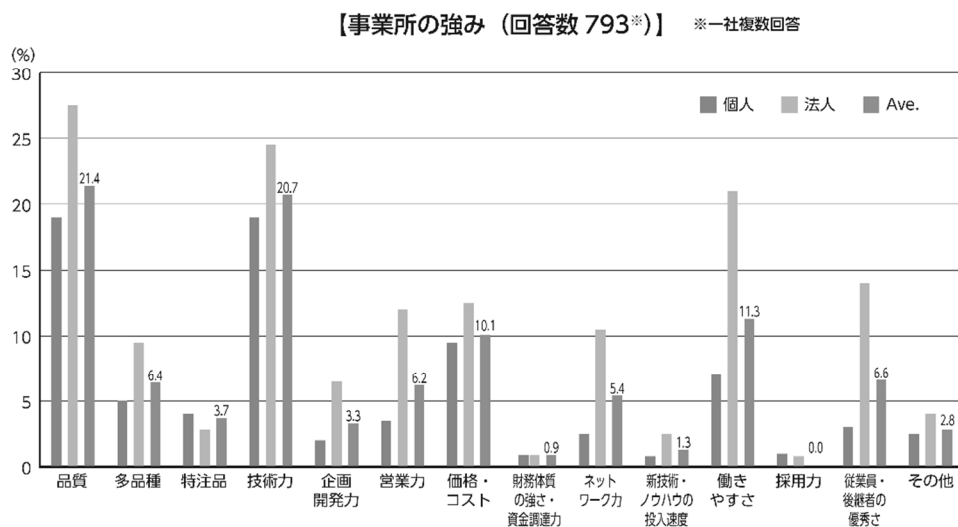
回答件数：363件（うち、法人：168社（53.3%）、個人事業主：194社（46.7%）、欠損値1）

※統計データでは法人53.1%、個人46.2%でありおよそ市全体での割合に近い

今回の調査は糸島市の中小企業振興条例を策定にともない、市内における中小企業の現状を把握し、何が問題であるのかを明らかにし、条例の具体的な施策のなかに取り込むためアンケートを実施した。

課題の整理

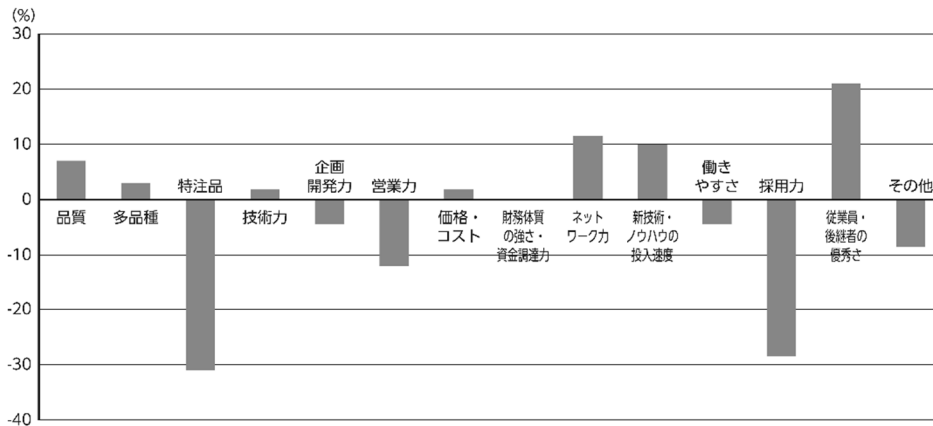
基本施策1に関わる調査結果



解説

自社の事業所の強みをどう考えるかは、事業所の現状把握において極めて大事な点である。事業所の強みは、「品質」（21.4%）、「技術力」（20.7%）が群を抜いており、次いで「働きやすさ」（11.3%）、「価格・コスト」（10.1%）である。

【事業所の強みと3年前の比較の売上高増減DI】

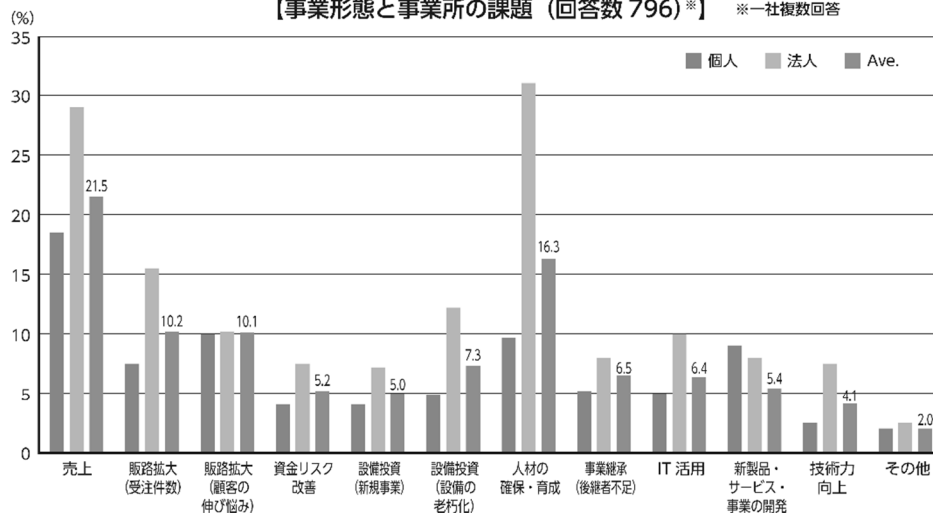


解説

「事業所の強みと3年前の比較の売上高増減DI」をみると、売上高増の事業所が「強み」とした項目は、「従業員・後継者の優秀さ」を選んだ場合が最も高く、次いで「ネットワーク力」、「新技術・ノウハウの投入速度」が効果を上げている。一方、売上高減の事業所が「強み」とした項目は、「特注品」、「採用力」、「営業力」であった。「強み」の上位に入っていた「品質」や「技術力」の売上高DI値は、プラス域ではあったものの、比較的高い数値ではなく、「強み」と「売上高」が十分に結びついていない指標が出ている。

売上高増減DI値が良かった「従業員の優秀さ」や「ネットワーク力」は「人」に関わる。「人」を強みとしているところは売上高が高い傾向にある。一方で、「特注品」はニッチな部分に特化することで単価が高く売上を上げやすいと思われるが、最も売上DI値が低い。また、「採用力」はあり人が十分でも、売上高が上がっていないことがわかる。

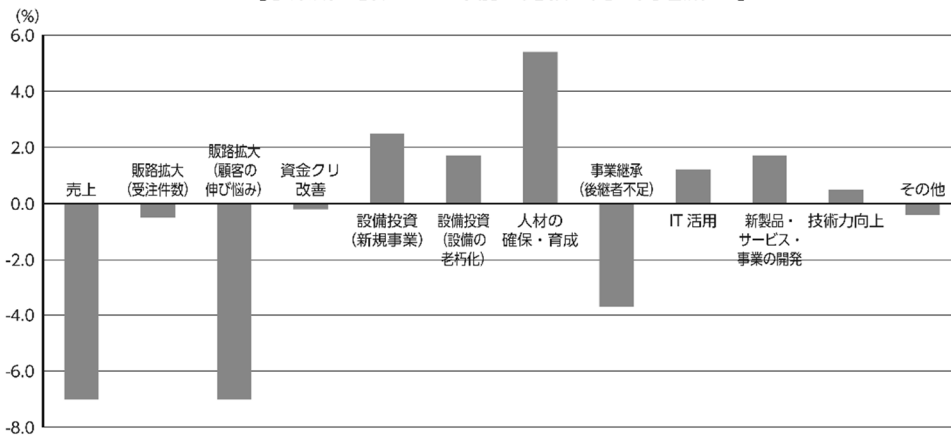
【事業形態と事業所の課題（回答数796）※】 ※一社複数回答



解説

事業所の課題について、最も高い回答は、「売上」(21.5%)。次いで「人材の確保・育成」(16.3%)、「販路拡大 (受注件数)」(10.2%)、「販路拡大 (顧客の伸び悩み)」(10.1%)である。事業形態別にみると、法人は「売上」、個人は「人材の確保・育成」を最も課題としている。また、「販路拡大」についても、(受注件数)と(顧客の伸び悩み)を合わせると20.3%が課題として回答しており、大きな課題の一つだと考えられる。

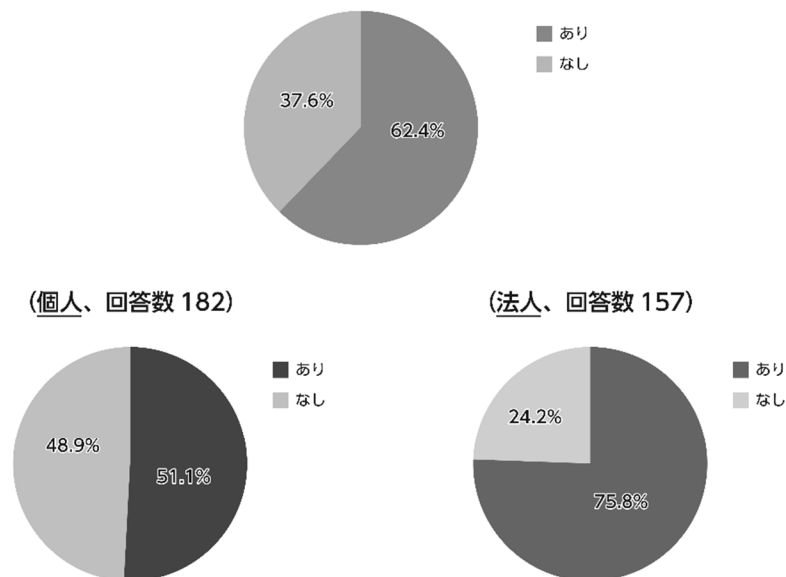
【事業所の課題と3年前の比較の売上高増減DI】



解説

「事業所の課題と3年前の比較の売上高増減DI」のDI値(*DI:良い-悪い)をみると、売上高が減少している事業所は、「売上」、「販路拡大(受注件数)」、「事業継承(後継者不足)」、「販路拡大(顧客の伸び悩み)」を課題として捉えており、一方で売上高が増加している事業所は、「人材確保・育成」、「設備投資」、「新製品サービス事業の開発」を課題として捉えている。「人材の確保・育成」を課題と捉えている会社は、売上高増減DIが最も高い結果となっている。人材の確保・育成は経営方針の根幹に関わってくるものであり、人材育成力も求められるところである。

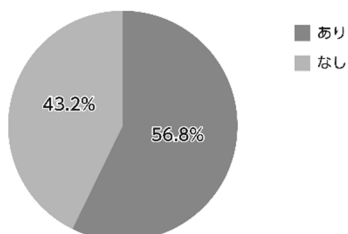
【企業理念はありますか (回答数 340)】



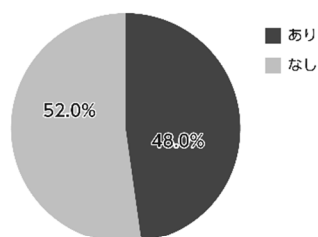
解説

企業運営における支柱とも考えられる企業理念を策定していない企業が、37.6%も存在していることがわかった。会社が何を目指してビジネスをするのか、単に利益を獲得することを目的とするということではなく、その企業で働く意義を社員の方は見つけながら従事していると考え、小規模・中小企業だからといってそのままいいとは言えない状況であると推察できる。

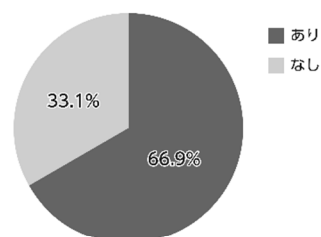
【経営ビジョンはありますか（回答数 340）】



（個人、回答数 179）



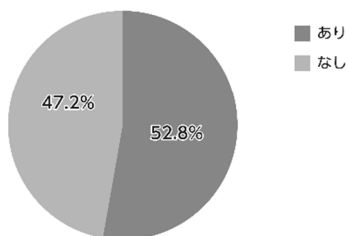
（法人、回答数 160）



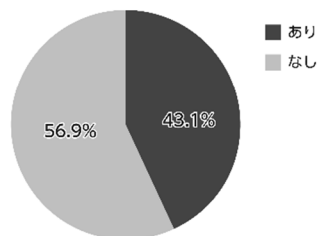
解説

企業理念を策定し、それをさらに具体的に実施するためにビジョンを社員に示しどのような方向で取り組むべきであるのかを示すのが経営ビジョンである。今回の調査で経営ビジョンを策定していると回答したのが56.8%であり企業理念より少ない数値となっている。

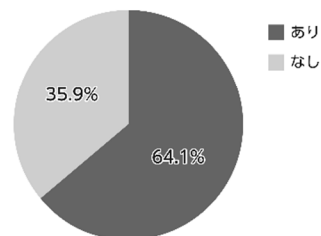
【事業計画はありますか（回答数 341）】



（個人、回答数 181）



（法人、回答数 159）



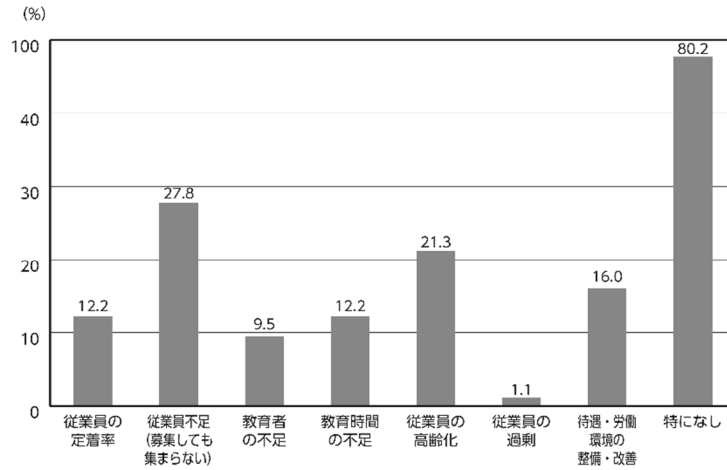
解説

事業計画とは企業理念、ビジョンを具体化するために単年度で何をやるか数値目標化したものであるが、企業理念、経営ビジョンの回答と同じように、法人の方で作成している割合が高い。

また法人・個人共に、策定していると回答した数値が企業理念、経営ビジョンでの回答結果より少ない数値になっている。

基本施策2に関する調査

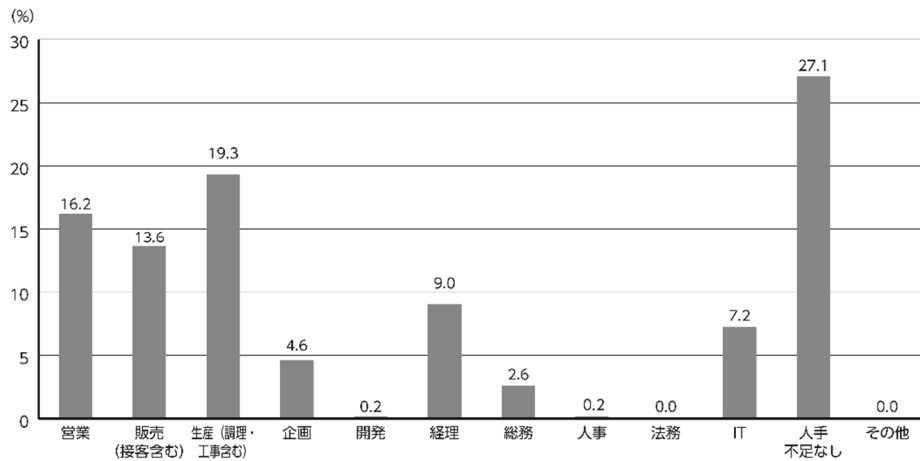
【人材確保の問題点 (回答数 526)*】 ※一社複数回答



解説

最も高い回答は「募集しても集まらない」で27.8%、「従業員の高齢化」21.3%、「待遇・労働環境の整備・改善」16.0%、続いて「従業員の定着率」、「教育時間不足」があがっている。事業所側も認識している待遇や労働環境の整備、社員教育をすることで離職の防止、人手不足の解消につながる事が考えられる。

【不足している人材分野 (回答数 457)*】 ※一社複数回答

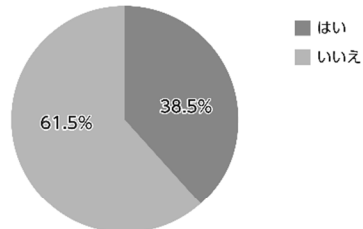


解説

事業所で不足している人材としてどのような分野があるのかを質問したところ、最も多いのが生産 (調理・工事含む) 19.3%、営業、16.2%、販売 (接客業を含む) 13.6%とあり売りに直結する分野において不足している実態がある。

基本施策3に関する調査

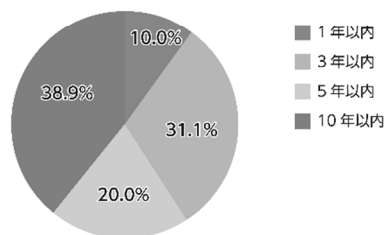
【※2 会社の10年後の夢について語り合える後継者候補がいますか？（回答数 343）】



解説

61.5%の事業所が「会社の10年後の夢について語り合える後継者候補」がいないと回答した。起業後、事業の継続年数が少ない可能性や長期的な計画やビジョンを立てていない、人材が育っていない等の可能性が考えられる。

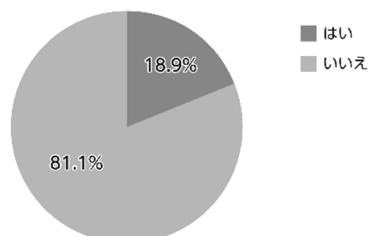
【【※2で「ない」と答えた方の】事業承継時期はいつですか（回答数 90）】



解説

「会社の10年後の夢について語り合える後継者候補」がいると回答した事業所のうち、約61.1%が5年以内に事業承継の時期が訪れると回答した。

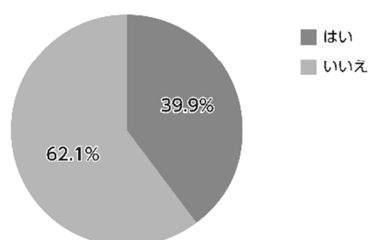
【事業承継に向けた具体的な準備を進めていますか（回答数 318）】



解説

18.9%の事業所が事業承継に向けた具体的な準備を進めているが、5年以内に事業承継の時期が訪れると回答した事業所数からすると、低い割合であると考えられる。また、事業承継時期が5年以内の事業所が具体的な準備を進められていないとすると、事業承継が5年から10年かかると言われる中で準備期間としては短いといえる。

【事業承継の準備を相談する先がありますか（回答数 338）】

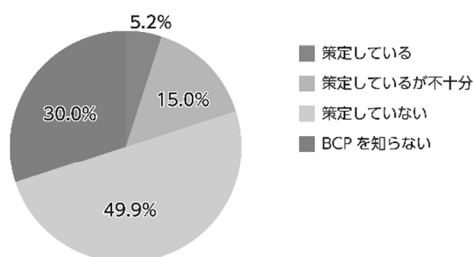


解説

約60%の事業所が「事業承継の準備を相談する先がない」と回答した。事業承継を課題として捉えていない事業所、または課題であるが相談する先がないと考える事業所が多いと考えることが出来る。喫緊の課題でないとしても相談先窓口等の情報提供、広報活動が必要であると考えられる。

基本施策4に関する調査

【事業継続計画（BCP）などを策定していますか（回答数 347）】

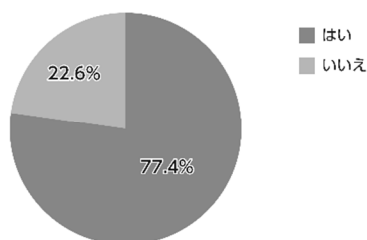


解説

企業が災害などの緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、必要な方法、手段などを取り決めておく事業継続計画（BCP）に関する質問をした。

回答事業者の約30%がBCPの用語を「知らない」と回答しており、「策定していない」・「策定しているが不十分」と合わせると、約95%の事業所が、緊急事態に対する準備ができていないことになる。

【事業所のある地域のハザードマップを見たことがありますか（回答数 350）】



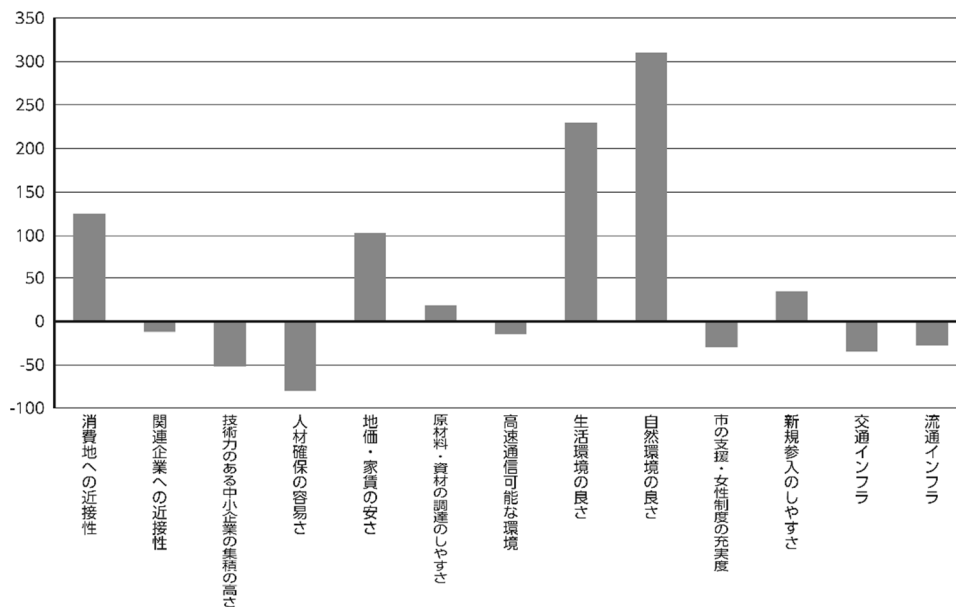
解説

ハザードマップについては、見たことが「ある」と回答した事業所が77.4%になっている。

BCPの策定と合わせると、準備の必要性は感じているものの、具体的にどのように準備をすればいいのかわからない事業所が多いといえそうだ。

基本施策5に関する調査

【糸島市の立地環境について】



解説

「糸島市の立地環境について」は、「自然環境の良さ」、「生活環境の良さ」、「消費地への近接性」、「地価・家賃の安さ」の項目で大きくプラス評価がなされており、住環境での満足度の高さが窺える。

一方で、「関連企業への近接性」、「技術力のある中小企業の集積の高さ」、「交通インフラ」、「流通インフラ」の整備についてマイナス評価がされており、企業間および産業間で連携しやすい環境に課題を感じている事業所が少なくない。また、高速通信可能な環境の整備もマイナス評価として挙げられている。これらのマイナス評価項目から、ビジネス環境について、様々な改善施策の必要性を感じている事業所が多数あることが窺える。”

糸島市中小企業振興基本計画